

サービス貿易に関する新たな協定 交渉 (TiSA: Trade in Services Agreement)

平成28年7月
外務省サービス貿易室



1. サービス貿易に関する一般協定(GATS)の発効

- 1947年 : 関税及び貿易に関する一般協定(GATT)
 - ✓ モノの貿易に関するルール
- 1986年 : ウルグアイ・ラウンド交渉の開始(～1994年)
- 1995年 : 世界貿易機関(WTO)の設立・発足
 - ✓ 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO設立協定)
 - ✓ その附属協定
 - 附属書1A: 物品の貿易に関する多角的協定(1994年GATTを含む12協定)
 - 附属書1B: サービスの貿易に関する一般協定(GATS)
 - 附属書1C: 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs協定)
 - 附属書2: 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解
 - 附属書3: 貿易政策審査制度
 - 附属書4: 複数国間貿易協定(4協定)
- ✓ GATSは、サービスの貿易に関する初めての多国間協定
- ✓ 現在、164か国・地域がWTOに加盟

2. ドーハ・ラウンド交渉の停滞

- 2001年: ドーハ・ラウンド交渉(DDA)の開始
 - ✓ 農業、鉱工業品、サービス、ルール、貿易円滑化、開発、環境及び知的財産権の8分野の一括妥結を目指す。
- 2008年: DDAの停滞
- 2011年: 第8回WTO閣僚会議(MC8)
 - ✓ DDAは継続。
 - ✓ 全分野の一括妥結は当面見込めないことを認め、部分合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致。
- 2013年: 第9回WTO閣僚会議(MC9)
 - ✓ バリ合意: 貿易円滑化、農業、開発
 - ✓ ポスト・バリ作業計画: 12か月以内に用意
- 2015年: 第10回WTO閣僚会議(MC10)
 - ✓ DDAの継続の可否をめぐり、先進国(これまで十分な成果が出せなかったことに照らし、DDA交渉の基盤となってきた閣僚合意・決定に基づき継続することはできないとの立場)と途上国メンバー(ドーハ・ラウンド交渉は「開発ラウンド交渉」であり、これまでの交渉の枠組み・基盤に基づき継続すべしとの立場)の間での立場が両極に乖離。

3. 新サービス貿易協定(TiSA)交渉の開始

GATS発効後、約20年が経過し、サービス貿易の分野で時代に即した協定の必要性が高まったことを踏まえ、2011年夏頃から新サービス貿易協定(TiSA : Trade in Services Agreement)構想が浮上。2012年から約2か月に1回の頻度で有志国が議論。2013年春以降、交渉本格化。

ア 交渉の開始

* 2012年7月： 有志国によるプレス発表

- ✓ この協定は、
 - ・ 相当な範囲の分野を含んでおり、範囲において包括的であるべき。
 - ・ 実際の措置にできる限り一致する市場アクセスの約束を含み、市場アクセス改善のための機会を提供すべき。
 - ・ 新しくかつ強化されたルールを含むべき。
- ✓ 他のWTOメンバーが、我々の努力に加わることを奨励。

* 2013年6月： 有志国・地域による共同発表

- ✓ 新サービス貿易協定(TiSA)に関するこれまでの議論の成果に満足。
- ✓ 我々は完全な交渉段階に入っている。
- ✓ 他のWTO加盟国・地域が、我々の取組に加わることを奨励。

イ 参加メンバー (23か国・地域)

日, 米, EU, 豪州, カナダ, 韓国, 香港, 台湾, パキスタン, イスラエル, トルコ, メキシコ, チリ, コロンビア, ペルー, コスタリカ, パナマ, NZ, ノルウェー, スイス, アイスランド, リヒテンシュタイン及びモーリシャス(EU各国を含めると50か国・地域)。

ウ 交渉の状況

* 2015年6月及び2016年1月に非公式閣僚会合が開催され、GATS以上の自由化及び各国によるFTAの成果(※)を取り入れた21世紀にふさわしい先進的な新協定を2016年末までに策定することを目標に交渉を加速化することを確認。(※ 我が国の締結済みもしくは交渉中の全てのEPA/FTAにおいても、サービス貿易を対象としている。)

* 2016年6月、非公式閣僚会合を開催。

4. TiSA交渉に参加する有志国・地域

RCEP(16か国)

インド

ASEAN(10か国)

インドネシア カンボジア
タイ ミャンマー
フィリピン ラオス

シンガポール
ブルネイ
ベトナム
マレーシア

TPP(12か国)

日中韓 FTA

中国

韓国

日本

オーストラリア
ニュージーランド

(下線の国は、我が国とEPAを締結済み。)
(破線の国は、我が国と二国間EPAを交渉中。)

TiSA(23か国・地域)

香港
台湾

EU
アイスランド
ノルウェー
スイス
リヒテンシュタイン

米国
カナダ
メキシコ
ペルー
チリ

トルコ
イスラエル
パキスタン

コスタリカ
パナマ
コロンビア
モーリシャス

5. 1 TiSA交渉の現状

交渉に参加する意義

- ✓ 我が国が力強い経済成長を達成するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を取り込むことが必要。
- ✓ サービス貿易は我が国の「攻め」の分野であり、国際的なルール作りに積極的に参画することは重要。
- ✓ 国内事情を勘案しつつ積極的にTiSA交渉に取り組み、消費者の利益向上とともにサービス産業の海外展開の促進を目指す。

主たる交渉分野

- ✓ GATSで継続交渉事項とされた分野
 - 国内規制
 - 自由職業
 - 電気通信
 - 海上運送等
- ✓ GATS発効後、サービス貿易の現状を踏まえ、有志国が交渉することが適当と判断した分野（例：電子商取引）